

会場内での感染防止対策と 来場される方へのお願い

申告書作成会場については、感染防止対策を講じた上で開設します。

■注意事項など

- ・相談に係る従事者の感染防止対策および体調管理、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ・ご来場の際は少人数を心掛け、マスクの着用や手指の消毒などにご協力ください。
- ・入場の検温で37.5度以上の発熱がある場合、入場をお断りいたします。発熱などの症状がある方や体調不良の方は、来場をお控えください。

申告書の提出が必要な方

所得税および復興特別所得税

- ① 給与所得がある方
- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ・1箇所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
 - ・2箇所以上から給与の支払いを受けている方のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる

る場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

※給与の収入金額の合計額から、雑損控除・医療費控除・寄附金控除・基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下の方は、申告不要です。

・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほか貸付金の利子や資産の賃貸料等を受け取っている方

・災害減免法で所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

・在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない方

・退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる方

② 公的年金等に係る雑所得がある方

公的年金等に係る雑所得のみ

で、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

③ ①～②以外の方

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は確定申告書の提出が必要です。

※①～③以外にも申告書の提出が必要な場合があります。ご不明な点がありましたら、税務署にお尋ねください。

消費税および地方消費税

次の①～③に該当する個人事業者の方は、令和3年分の消費税などの課税事業者に該当し、申告書の提出が必要となります。

① 令和元年分の課税売上高が

1,000万円を超えている個人事業者の方

② 令和元年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

※なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額でも可能です。

③ 令和元年分の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者で、令和2年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

贈与税

① 令和3年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方

② 財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方

③ 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方

④ 財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税を適用する方

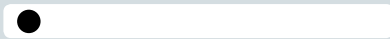
※「相続時精算課税」制度や「住宅取得資金の非課税」制度を適用する場合は、期限内申告が必要となります。



TOWN INFORMATION



▲はにわたちもすっかり雪化粧（1月7日）



入札	芝罘港旅客ターミナルビル第2ターミナル 芝罘港旅客ターミナルビル第2ターミナル 芝罘港旅客ターミナルビル第2ターミナル	芝罘港旅客ターミナルビル第2ターミナル 芝罘港旅客ターミナルビル第2ターミナル 芝罘港旅客ターミナルビル第2ターミナル	5	5	石井興業(株)業廣測器 日本給食設備(株)
月 3日	指名競争入札 制限付一般競争入札				
1月 2日					
1日					
3日					